

大阪広域生コン協同組合が背景に

勝利命令は徳島事件、加茂生コン事件につづき3件目

藤原生 コン運送だけでなく



協組が全面对決の方針を

藤原生コン運送の就労拒絶と団交拒否の背景には大阪広域生コン協組（以下、大阪広域協組）の関生支部排除攻撃がある。

利用して、関生支部のネガティブキャンペーンを展開。世間に関生支部は悪いという印象を与えた。

協組による不当労働行為

そして、2018年1月23

日には、「連帯との接触、交渉、面談は禁止。違反した場合は厳正に対処する」と加盟企業に指示した。さらに同年2月には、「連帯系輸送会社との取引禁止」も指示した。

今回、不当労働行為だと断罪されたのは直接には藤原生コン運送という企業だが、それは大阪広域協組の責任をも問うものだといっても過言で

はない。「関西生コン事件」は刑事弾圧と表裏一体の関係で、大阪広域協組の指示にもとづく関生支部を排除のするため、たくさんの不当労働行為事件が大阪府労働委員会にかかっている。

今回で3件目の勝利命令

このうち昨年10月には徳島事件、12月に加茂生コン事件で組合側の勝利命令が出されたのにつづいて、今回で3件目の組合勝利命令がでた。反撃の条件がまたひとつ増えたことになる。

責任をもち問う！ 大阪広域生コン協組の

大阪府労働委員会による 組合側完全勝利命令！ 藤原生コン運送の不当労働行為が認定された！

日々雇用労働者の
就労差別につき
是正とバックペイを命令

組合排除の不当労働行為事件
3件目の勝利命令！

書 令
命
大阪府西区川口二丁目4番2号
申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
代表者 執行委員長 武 建一
大阪府茨木市西田中町2番31号
被申立人 藤原生コン運送株式会社
代表者 代表取締役 長 濱 満久

上記当事者間の平成30年(不)第49号事件について、当委員会は、令和2年1月29日の公益委員会において、会長公益委員井上英昭、公益委員松本岳、同海崎雅子、同春日秀文、同北山保美、同桐山孝信、同辻田博子、同林功、同三阪佳弘、同水鳥能伸及び同宮崎裕二が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文
同、同、同及び同
同を使用して就労している、別の労働者

要旨、以下のような命令を下した。
① 会社は、組合員4人について、日雇労働被保険者手帳を使用して就労している、別の労働組合の組合員と同程度の頻度で雇用、就労させなければならない。
② 会社は、組合員4人に対し、2018年4月以降、再度就労させるまでの間、日雇労働被保険者手帳を使用して就労している、別の労働組合の組合員と同程度の頻度で雇用され、就労していれば得られたであろう賃金相当額の6割を支払わなければならない。(注①)

2月26日、大阪府労働委員会が、藤原生コン運送事件で、日々雇用組合員6人に対する就労差別と18年7月以降の団交拒否を不当労働行為と認定した。

③ 会社は、組合が平成30年7月4日付で申し入れた団体交渉(注②)に応じなければならない。
④ ポストノーチス
注① このほか、すでに組合を脱退した2人の元組合員について、脱退した時点までの賃金相当額6割の支払いを命じた。
注② 組合員の就労日数が激減していることについて抗議し、改善を求めたが、会社は日々雇用の問題は義務的団交事項ではないとして団交に応じなかった。